

## はじめに



### 青山 亨

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター長

多言語・多文化教育研究センターは、2011年から新しく5年間のプロジェクトとして「多文化社会人材養成プロジェクト」を立ち上げ、その一環としてコミュニティ通訳協働実践型研究会を数回にわたって開催し、コミュニティ通訳のあり方について検討を重ねてきました。ここにお届けする「多言語・多文化協働実践研究」シリーズの第16巻はこの研究会の2年間にわたる研究成果を取りまとめたものです。

コミュニティ通訳というまだ耳慣れない専門職が必要とされている背景には、1990年代に入って急速に進んだ日本社会の多言語・多文化化があります。1989年に改正された出入国管理及び難民認定法が1990年に施行されて「定住者」の在留資格が新設されたことを契機に、日系南米人を中心にニューカマーの来日、定住が増加しました。1990年に外国人登録者数は初めて100万人を超え、2005年にはついに200万人に達しました。

1989年とその20年後の2009年の外国人登録者の統計を比較してみると、この20年間に起きた変化が数の増加だけではないことがよく分かります。まず、それ以前に最多数だった韓国・朝鮮籍の数が5分の4になっており、統計上でオールドカマーの割合の減少が進みました。逆に増加率が大きかったのはブラジル籍

の18.4倍とペルー籍の13.9倍で、ニューカマーの中で日系南米人の増加が多かったことを示しています。現在最多数を占める中国籍の増加率が4.9倍であることと比べても、この増加率がいかに高いかが分かります。南米の2カ国に続く増加率を示しているのが、インドネシア(9.2倍)、インド(7.8倍)、タイ(7.7倍)、ベトナム(6.5倍)、フィリピン(5.4倍)などのアジアの国々、とりわけ東南アジア諸国です。その一方で、1988年まで韓国・朝鮮、中国に次いで第3位だったアメリカは1989年にフィリピンに抜かれ、2009年の時点では第6位まで順位を下げています。このように、この20年間の変化の特徴は、オールドカマーの比率の低下と、非英語圏である南米・アジアを中心にした多様な国々からのニューカマーの増加と行うことができます。

外国人登録者数の増加は、居住地の多様化を伴っています。2011年末で都道府県別の登録者数がもっとも多いのが、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県首都圏で全体の38.6%、続いて大阪府、京都府、兵庫県の京阪神2府1県で17.1%、そして中京圏の愛知県で9.7%で、予想されることながら大都市圏を有する地域に65.4%の外国人が住んでいます。しかし、その他の地域にも35%(73万人)もの外国人が住んでいることに留意しなければなりません。ニューカマーを中心とする外国人住民が多数居住する市・町が結成した外国人集住都市会議には、群馬県の大泉町を初めとして人口に占める外国人の割合が5%を超える地方都市がいくつも含まれています。それまで外国人の数が少なかった地域であればあるほど、外国人の増加は大きなインパクトを与えることとなります。さらに、見過ごしてはならないことは、一般に大都市圏や地方の集住都市のように外国人の集住地域に関心が集まる傾向がありますが、それ以外の地域にも外国人が住んでいるということです。このように、日本社会の多言語・多文化化の現状を見ると、集住と散在の違いはあるにせよ、この20年間で2倍もの数の多様な背景をもつ外国人が全国津々浦に暮らすようになったことが分かります。

ホスト社会の中でマイノリティとして生きる外国人が直面する大きな問題群は「言葉の壁」、「制度の壁」、「心の壁」の3つの壁であることが指摘されています。その中でも、韓国・朝鮮国籍に代表されるように日本で生まれ育った世代が多数を占めるオールドカマーと比べて、人生の途中で日本に移り住んだニューカマーにとって、言語の壁の高さはひときわ高いものです。ホスト社会である日本社会の側も、多様な外国語に対応する十分な備えがありませんでした。様々な言語背景をもつニューカマーの増大と居住地の拡大が、これまで以上に、言語の壁の存在を際立たせたとと言えます。

地域に住む外国人にとって言語の壁は日常生活の隅々に存在します。普段の生活の中では空気のように意識にのぼらないことですが、地域の住民として暮らしを営むなかで、私たちは言葉によるコミュニケーションに頼っています。たとえば、引っ越し先の役所でもろもろの手続きの説明をしてもらうとき、学校の先生に子どもの様子を相談したいとき、近所の病院で気になる不調を医師に説明したいとき、職場の雇用条件について専門家に相談したいとき、いずれの場合も言語によるコミュニケーションが前提条件となっています。むろん外国人の場合はホスト社会の言語を学習することで言語コミュニケーションの能力を獲得していくことが可能ですが、そのためには学習機会の提供が必要となりますし、その効果が現れるのは一朝一夕のことではありません。

このような状況を背景として、地域の住民としての外国人とホスト社会である日本の社会を結ぶ橋渡しの役目を果たすことが期待されるのがコミュニティ通訳です。多言語・多文化教育研究センターでは、コミュニティ通訳は、行政、教育、医療、法律などの生活にかかわる多岐の分野において、個別言語の語学力と通訳（翻訳も含みます）の能力および日本社会の多言語・多文化化についての知識と理解を活用して、「壁」に直面している地域の外国人を、通訳という形で支援する仕事と規定しています。コミュニティ通訳が扱う言語には、英語に限らない多様な言語が含まれます。また、外国人と専門家の間に立って専門知識を持たない一般住民の視点をもつことが必要になります。その際には、単なる言葉の橋渡しに留まらない、文化の橋渡しが欠かせません。その上で、個人の権利を守り、プライバシーについて守秘する倫理意識が要求されます。コミュニティ通訳には、会議通訳のように脚光を浴びる機会は少ないかもしれませんが、会議通訳に劣らない力量が求められますし、外国人1人ひとりの生活を支えるという大切な役割があると言えます。

コミュニティ通訳の数は増加する外国人の数に比べて十分ではなく、量と質ともに向上していく必要があります。コミュニティ通訳の数を増やしていくためには、通訳としての能力に加えて多言語・多文化化についての知識と多様な個別の言語の語学力をもった人材を養成する必要があります。さらに、通訳の質を保証し、職業としてのコミュニティ通訳を成り立たせていくために、コミュニティ通訳としての技能を客観的に認定する仕組みが求められます。このような養成と認定の仕組みを整備して初めて、高い専門性をもったコミュニティ通訳の数を増やしていくことができます。

外国語を専門的に教育する大学には、コミュニティ通訳に相応しい人材を養成

する教育機関としての役割を果たす大きな期待がかけられています。27言語（2012年現在）の教育と研究を行っている東京外国語大学では、1897年の創立以来、外国語を通じて世界の文化と社会を理解する教育と研究を進めてきましたが、グローバル化にともなう日本国内の多言語・多文化化とそれにとまなう問題の顕在化を踏まえて、こうした問題に大学として対応することを目的として2006年に多言語・多文化教育研究センターを設立しました。振り返ってみれば2006年という年は、日本に住むニューカマーとオールドカマーの数が逆転した時期でした。2005年は外国人登録者の数が200万人を越え、ブラジル国籍の登録者数が30万人を越えた年でしたし、2007年は中国国籍の登録者数が韓国・朝鮮国籍を越えて最多になった年です。このような時期に多言語・多文化教育研究センターが設立されたことは、時代の変化に応える大学としての責務を果たしたと言えるでしょう。

多言語・多文化教育研究センターは、2006年度から2010年度までの第1期では「多言語・多文化教育研究プロジェクト」のもとで国内の多言語・多文化化の問題把握に取り組み、2011年度に始まる第2期では「多文化社会人材養成プロジェクト」のもとで大学の27言語の教育・研究活動と連携しながら、多文化社会を担う専門人材の養成に取り組んでいます。センターでは教育・研究・社会連携の3つの活動の柱を立てていますが、なかでもコミュニティ通訳の養成においてとりわけ重要な役割を担っているのが、社会人リカレント教育をおこなう社会連携活動です。

センターによるコミュニティ通訳の養成は第1期プロジェクトに遡ります。2007年～2009年度に文科省からの委託事業「多文化社会コーディネーター養成プログラム」を実施し、多言語・多文化社会に求められる人材養成のプログラム開発に取り組みました。2008年から、多文化共生施策を担当する自治体職員、国際交流協会職員、企業の中堅スタッフ、小中高等学校の教員、地域日本語教室の指導者などを対象に、多文化社会コーディネーター養成講座を開始しました。さらに、2010年からは、東京外国語大学の社会人向け公開講座であるオープンアカデミーの枠組みに「多言語・多文化社会専門人材養成講座」という特別枠を新設し、それまで実施してきた多文化社会コーディネーター・コースに、外国につながる子どもの教育支援者、外国人相談における相談員や通訳者などを対象にしたコミュニティ通訳コースを新たに追加した2コースを開設しました。現在、コミュニティ通訳のコース修了者は1期生から3期生まであわせて60人になります。

養成講座では、コースを修了した者に対して、さらなる力量形成を図るための機会を用意しています。コミュニティ通訳コースの場合には、実践的な研修の場として弁護士会が開催する外国人ための相談会に通訳者として修了者を紹介しています。さらに、修了者とセンターの研究推進会議チームの教員などを中心メンバーとしてコミュニティ通訳協働実践型研究会を結成しました。毎回の研究会では、相談会での経験など、参加者自身が蓄積してきた通訳業務の経験を振り返ることにより、知見を共有し、コミュニティ通訳のあり方を再検討してきました。

研究会が最初の研究テーマとして取り上げたのが相談通訳活動です。コミュニティ通訳の主な分野として、行政、教育、医療、司法がありますが、これらの分野はいずれも専門性の高い分野です。しかし、コミュニティ通訳としての基本的な知識と技能に注目してみると、この4分野に共通した活動として相談通訳活動があることが見えてきました。言い換えれば、相談通訳活動の課題とそこで必要とされる専門性を明らかにしていけば、その上に個別分野の専門性を積み上げていくための基礎となる知識と技能が示されることが期待されます。読者の皆さんが手に取っているこの冊子はこのようなねらいで行われた研究会の活動の成果をまとめたものです。

これからのコミュニティ通訳の養成にあたっては、組織的な人材養成の仕組みや、認定制度も視野に入れた質の担保の仕組みを考えて行かなければなりません。課題はまだ山積みと言ってよいでしょう。この『「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の役割と専門性』という小冊子が日本におけるコミュニティ通訳の養成という大きな目標に向かって些かでも貢献することができれば、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターとしてこの上ない喜びと感じます。